

健康保険被保険者適用除外承認申請の手続きについて①

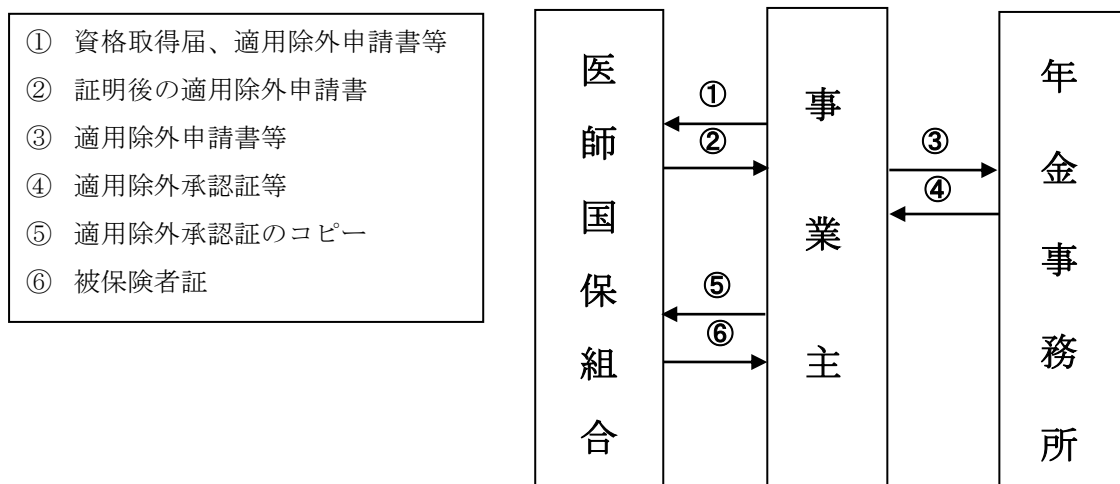
事業所が法人化した場合や常勤の従業員が常時5人以上となった場合、健康保険被保険者適用除外の承認を受けることにより、引き続き医師国保組合に加入することができます。

健康保険の適用除外承認申請が必要になったときは、事実の発生した日から必ず14日以内に年金事務所へ届け出なければなりません。

なお、厚生年金保険の取得手続きは5日以内に届出することが必要です。

【健康保険被保険者適用除外申請の流れ】

- ① 厚生年金保険適用事業所の従業員が新たに加入するときは、「資格取得届（准組合員用）」と必要書類を「健康保険被保険者適用除外承認申請書」と一緒に当組合までお送りください。
- ② 当組合で資格要件等を確認後、「健康保険被保険者適用除外承認申請書」に理事長印を押印し、証明をしてご返送します。
- ③ 「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を必要書類と一緒に管轄の年金事務所（名古屋広域事務センター）へ提出してください。
- ④ 後日、年金事務所（名古屋広域事務センター）から「健康保険被保険者適用除外承認証」が送付されます。
- ⑤ 「健康保険被保険者適用除外承認証」のコピーを当組合までお送りください。
FAX可。 （FAX：054-248-4903）
- ⑥ 「健康保険被保険者適用除外承認証」のコピーを当組合が受領後、被保険者証を交付します。なお、適用除外の年月日が当組合の資格取得日となります。



適用除外承認を確認後に被保険者証を交付いたします